

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷二十四第

行發日一月一年一十和昭

新年特別號

恩給年金賞與の課税	法學博士 神戸正雄
經濟社會學の概念	文學博士 米田庄太郎
費用としての勢力	文學博士 高田保馬
幕末諸藩の開國思想	經濟學博士 本庄榮治郎
經濟學史の基本問題	經濟學博士 石川興二
産蘭處理問題	經濟學博士 八木芳之助
表式調査に就いて	經濟學博士 蜷川虎三
戰前戰後の獨逸社會事業	經濟學士 中川與之助
原料仕入に於ける基本問題	經濟學士 大塚一朗
利潤論の修正	經濟學士 柴田敬
支那の幣制改革と其の意義	經濟學士 松岡孝兒
日本資本主義成立過程の一考察	經濟學士 堀江保藏
中立貨幣に於ける貨幣數量	經濟學士 中谷實
再保險の發展と保險企業結合	經濟學士 佐波宜平
都市と農村との對立に關するアダム・スミスの見解	經濟學士 白杉庄一郎
商業機能學說の發展	經濟學士 堀新一
臺灣の酒專賣	經濟學博士 汐見三郎
國民主義者の私企業觀	經濟學博士 作田莊一
植民地再分配論の種々相に就て	法學博士 山本美越乃
貿易商品の集中性と分散性	經濟學博士 谷口吉彦
我が國の銀行預金	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁 轉 載)

幕末諸藩の開國思想

本庄 榮 治 郎

一 序 言

徳川時代は鎖國の時代であるが、中期以後西洋事情の研究が行はれ、開國進取の思想が起り來つたことは今更いふ迄もない所であるが、殊にペリー來航以後、鎖國か開國かの問題は焦眉の緊急事件となり、各方面から之に對する意見が開陳された。從來或は漫然甲藩は開國論者であり、乙藩は然らずといふ如くに説かれたものもあるが、それは左様に簡單には言ひ得ないものではないからうか。又當時の開國意見若くは鎖國論が如何なる状態にあつたか、又それが安政の通商條約締結に至るまでに、如何なる變化を生じたか等についても研究されなければならぬ。勿論此等の點についても既に研究された處であるが、研究の餘地は猶殘されてゐる如く考へられる。私は「幕末の經濟思想」に於て多少此等の點に觸れておいたが、茲にはペリー來航以來、ハリスの重大事件陳述に至るまでの諸藩の意見について、やゝ詳細に之を説述したいと思ふ。従つて幕府有司の意見、幕臣・藩士・儒者其他の意見は、暫く之を他日に譲ることとする。

1) 拙著、幕末の新政策、12頁以下
2) 拙稿、社會經濟史學 第五卷十號所載

嘉永六年六月ペリーが提出した米國國書は、七月一日老中より諸藩に示され、之に對する忌憚なき意見が各方面より上申されたのであるが、この幕府の諮問以前に既に早く之に對する意見を上申せるものが五件あり、³⁾その中、攘夷論一件、防備論二件、避戰論一件、交易論一件があつたが、此等は何れも幕臣・藩士・儒者等の意見であるから、茲には之を述べない

二 米國々書に對する意見⁴⁾

嘉永六年七月一日の米國々書に對する各藩の意見につき、その主なる論點を標準として區別すれば、次の五種に分ちて之を觀察することが出来る。

(一)意見なしとするもの又は幕府の處置に従はんといふもの　これに屬するものは次の四藩である。

明石(利害得失の儀不能愚察、只々御下知次第猶忠節相勵可申候)

足守(交易等御利害の儀は私共更に不相辨儀に御座候。但平和を主とすること)

廣島(品に寄、權道の御處置も可有之哉……自然非常の節は幕府の進退に従はん)

唐津(不容易御儀、私風情にて何共可申上候様無御座候。如何様共御差圖次第勵忠勤候存念之外

他事無御座候)

(二)開戰論又は攘夷論

これに屬するものは、盛岡・水戸・桑名・津・福井・松江・柳河・佐賀の

3) 大日本古文書幕末外國關係文書第一卷、381—473頁

4) 同上第一卷乃至第三卷

八藩であつて、盛岡藩は何れにするも戦はざるを得ずといひ、水戸齊昭は和す可らざる理由十ヶ條を擧げ、その中に交易の害を説き、廟議、戦の一字に決着、全國に大號令を發すべしとしてゐる。

桑名藩も通商制禁の儀は建國以來の國法なりとし、『兵端彼を開き候儀にて御座候間、所謂有名の師にて、直我に在り』とし、津藩は交易を謝絶すべく、彼より事端を醸さば之に應すべく、『何れにも征夷の二字を眼目と被思召』云々と述べてゐる。福井藩は『本邦有限の財物を以、萬夷無盡の嗜欲に交易致候時は衰弊日を刻して俟へく、』年限を定めて交易を行ふの説を排し、全國へ必戦の用意を令すべしとし、松江藩も諭して聽かずば戦ふべしといひ、柳河藩は米船の渡來は海賊の所業ならんも知るべからずとし、鎖國は我國法なることを諭して聽かずば戦ふべしとし、海防を嚴にすべきことを説いた。佐賀藩も通商許すべからず、港を開くべからず、斷然攘夷に決すべしと論じてゐる。

(三)拒絶論　この説は米國の要求に應ずべからず、或は交易を拒絶すべしと説き、而も戦を避けて平和の取扱をなすべしとせるものである。これに屬するものは左の二十六藩である。

仙臺	米澤	二本松	麻生	飯野	飯田	松代	川越	沼津	名古屋	
金澤	園部	龍野	岡山	萩	津和野	徳島	宇和島	今治	高知	森
久留米	熊本	宇土	鹿兒島	佐土原						

以上諸藩の意見中には交易を開くは租法に反すとの説(名古屋)交易は清蘭二國を限り他は拒絶す

べしとの説(二本松・飯田)があり、或は交易は國に利なし(仙臺・佐土原)我國は通商のために衰へん(蔭)とも説かれ、また或は日本は『何一つ不足の事も無之又、小國故有餘の物産も無之』とて交易の必要を認めざる説(岡山)もあつた。また海防を嚴にすべしとの説は多くの藩の意見であつた。

鹿兒島藩の説は『御打拂之儀は海防御手薄之折柄故、必勝を得候儀無覺東奉存候』といひ、交易については『此節御免被仰出候儀は不可然御時節歟と奉存候。乍然來年渡來之節直に御斷相成候ては戦争之端を開候も難斗候へ、成丈ケ年を延し候様に無據御譯合被仰聞候て歸帆被仰付』云々とて避戦論を唱へ、國防を嚴にせば三年の後には勝算ありと論じてゐる。次に宇和島藩は我に勝算なきことを述べ、結論としては『因て概言仕候は、内嚴防備期必戦、外示威信貸甘言之意を以御所置被爲在候は如何可有御御座哉』と述べてゐるから、寧ろ拒絶論であり、避戦論であると考へられる。更に金澤藩も和を主とすべきことを説いてゐるが、貿易は支那和蘭の外は禁制であり亞米利加に許せば他の諸國にも許さざる可らざるに至り、種々の難題發生すべしとしてゐるから、拒絶論と見るべきものであらう。

(四)許容論　開戦しても必勝を期し難いから、米國の希望の一ヶ條でも之を許して平和の取扱をなすべしと論ずるものに、懸川・丸龜・吉田・岡の四藩があり、新發田藩は平和の取扱を肝要とし和親通商を許すも、武備は愈々嚴にすべしとし、不和不戦の間に事を處するを良策とするも、時勢已むを得ず交易を許す場合は、先づ露國に許し、露人をして米人を諭さしむべしとしてゐる

る。次に一と先米國の願望を容れ、若くは交易を許すべしと一般的に論じたものには佐倉・村松・小濱・八幡・鳥取・中津の六藩があり、更に年限を定めて交易を許すべしとせるものに、忍・岩村田・津山の三藩があつた。かく年限を定めて試に貿易を行はんとすることは既に米國の國書にも『先數年ためしに取行ひ給へ、又は五年十年之間に及ふも差支候儀は有まじ。扱篤と利益の有無御承知被成、或は賣買共一向無益に被思召候は、又候古例に被引戻候ても宜敷からんか』などと述べてゐたから、試に貿易を行ふとの説、或は之を非とする説などが、自然各藩の間に行はれたものであらう。

以上は多少程度の差があるが、何れも米國の要求を容るべしとせるものであつて、すべてで十四藩に及んでゐる。

(五)積極的交易論 以上の諸説に反して貿易の利益を高調し、米國の要求を容るゝのみならず、積極的に交易に従事し、國富を増進するの必要あることを説いたものは、彦根藩と福岡藩とである。

彦根藩は嘉永六年八月十日の上書に於ては『皇國は古今之習俗義勇節烈を士夫之職分と心得、金銀財貨は商賈之業といやしめ富有を不美風俗、萬國に傑出せし處にて、蠻夷之日夜損益利害を常談と致、國王の璽印を押し他疆に贈候書中にも交易之利を公然と稱し揚げ、聊以耻辱とも不存之習慣とは格別にて、兎角寄付候ては始終爭論多く、且第一被爲防天主之邪教候て、閉洋之御法

被爲立置候神謀遠慮萬世利潤之爲にも不可變候儀と奉恐察候』とて彼我國風の差異を説き、更に交易を拒絶すべきことを説いてゐるが、上書の末段に於て『猶末々の見込和漢之時勢を篤と相考候得は、皇國海中に獨立し、外國に氣を被吞、籠城退縮之姿に成行候ては、往々可憂場に至り可申歟。海外に勇威を振ひ、蠻夷危疑之懼を抱き候御處置可有之奉存候』とあるは、後に開國論の先鋒となりしことも偶然に非すと考へられる。而して同年八月二十九日の上書にては、遂に鎖國の法守る能はざる事を説き、『祖宗閉洋之御法には候得共、支那和蘭之橋ばかりは殘し被置候。今此橋を幸ひに外國の御所置可有之事。暫く兵端を不開、年月を経て必勝萬全を得るの術計に出可申哉。(中略)交易之儀は國禁なれど、時世に古今の差あり、有無相通するは天地之道也。祖宗之神に告て已來は此方より商船を和蘭會所・咬啗吧之商館に遣して交易すべし』とて交易を許し、朱印船を復興して海外に出て、我より機先を制して貿易に従事すべきことを説くに至つた。

福岡藩は嘉永六年七月十七日の上書に於て米國には長崎にて交易を許すべし、英佛二國には許すべからず、露國には許すべしなどと説いてゐるが、その後段に於て『異國への商賣一統御免被仰付候は、日本繁昌無疑』とし『逆も日本永久鎖國の儀は不相成時節到來と奉存候』とて、外國通商は先例に背かすとしてゐる。此等の點より見れば積極的貿易策を説いたものといふことが出来る

三 所謂重大事件に對する意見⁵⁾

5) 大日本文古書幕末外國關係文書第十八卷乃至第二十卷

ペリーは安政元年正月再び浦賀に來つて確答を求め、遂に三月に至つて條約が締結されたが、之は和親條約であつて、船中缺乏品を供給するために下田・函館の二港を開き、領事を下田に置くことを許したに過ぎぬ。然るに安政三年七月總領事ハリス下田に來るや、和親條約よりも一層完備せる條約を締結せんとし、屢々江戸參府を要求した。これに對しても許否の議論が盛んであつたが、遂に四年十月江戸に出て、同月二十六日所謂重大事件たる通商條約締結の儀を申出でた。之は公使駐劄と自由に交易をなすこととの二件であつた。その後十一月六日に至り、開港場變更のことが提議された。幕府は先例によつて之に對する意見を各方面から徴することとなつたのであるが、この際諸藩が如何なる意見を申出でたかを検討しやう。

(一)意見なしとするもの又は幕府の處置に従はんといふもの　これに屬するものは弘前・福島・笠間・宍戸・岩槻・濱松・廣島の七藩であつて、今回の事件は容易ならざる事であつて愚見に及び難く、自然非常の節には幕府の進退に従はんといふ説である。

(二)開戦論　安政四年十一月の河越藩の上書によれば公使駐劄を認めざるを可とし『唯々征夷の御任御相當の御所置奉伏願候』といへるに過ぎないが、五年正月の上書では彼我國風を異にするを以て和親の道は整ひ難しとし、貿易公行に及ばず輕舉妄動する者を生ずべく、『戰爭を以て御拂ひ被遊候より外有之間敷』とし『神州義勇の人民盡るを以、極と被遊候儀御決定候儀肝要と奉存候』と論じ、恰も所謂焦土外交の如き言辭を連ねてゐる。

更に高知藩の上書には『皇國を輕侮仕、無禮之申立不少、實に痛憤に不堪奉存候』といひ、廟堂の衆議略ぼ決定の様子であるから意見を述べても無用ではあるが、『唯此上日光山之御武威御熾に洋夷畏服仕候様の御所置奉企望候』と述べてゐるから、明かに開戦すべきことを説いてゐないやうでもあるが、實は開戦攘夷の覺悟と見るべきものではなからうか。また萩藩も『御國辱に不至様御處置肝要之儀と奉存候。何時兵端を開き候共御武威相立候様、猶又御手當向急速嚴重に被仰付度』とあつて、その意明かでないが、これ亦開戦の覺悟と見るべきものであらう。

(三)拒絶論　米國の要求を容認すべからずとせるものは次の四藩であるが、それにも程度の差がある。

仙臺藩は四年十一月二十日の上申書に於ては米國の要求を拒むべしとしてゐる。然し五年五月十六日の上書では我邦を併呑するの深謀なりとし、而も和親通商は止むを得ざる如き口吻を漏らしてゐるが、各國が何れも通商を乞ふに至らば重大事であるから、よく／＼廟議を盡すべきことを説いてゐる。久保田藩は四年十一月二十日には米國の要求を拒むべし、公使駐劄及長崎・下田・函館以外の港を開くことを斷り、交易を許す場合は禁制品を嚴重に定むべきことを説いたが、十二月二十八日にはロシヤ條約に準して萬事處置すべしと論じて居る。水戸齊昭は自ら米國に渡航して商館建設謝絶のことを談判すべく、浪人百姓町人等三四百萬人を率ゐて米國に赴かんといひ、交易は國益とならず却て國を奪ふの策なりとし『御武備御整迄一時の御計策にて關港被遊候と、

夷狄を江戸へ被差置候とは大に相違仕、乍憚征夷の御名目にも拘り候御事に相成り』云々と述べて、公使駐劄のことを極度に避忌したものゝ如くである。尤安政五年六月九日の書翰にては、交易は武器の輸入を専らとすべく、公使駐劄、直交易・切支丹寺建設等を許すよりは専ら開港場を増すべしとし或は交易の利を以て武備を整へんなどの説が見えてゐるから、後には意見が多少變更したものと考えられる。鳥取藩は『萬國と交易被遊候儀は永續如何と奉存候得ハ、却て御斷之方可然、將ミニストル之儀も當節御許容如何と奉存候。交易盛に相成是か爲に日本國中疲弊に至候得は遂に内亂を生し、外夷虚に乗し、從天朝も御差込ミ出、且大小名異變に及候哉も難計、乍恐天下御安全とは不被奉存候』と論じてゐる。

(四) 許容論　之は兎も角も米國の希望を容れて平穩の處置を講ずべしとするもの、或は年限を定めて交易を許すべしとするもの等を含んでをり、多少程度の差があるが、之に屬するものは盛岡・會津・矢田・忍・長岡・高遠・西尾・桑名・彦根・小濱・明石・姫路・津山・高松・濱田・福岡の十六藩である。

右の中、會津藩は從來の狀勢已むを得ざるにつき一先づ簡易に條約を締結する外途なく、年限を縮めて條約を締結すべしとしてゐるが、又同時に開港を許し、富國強兵の良策を立つべしとも論じてゐる。忍藩は我邦は自給自足の國であるが、今戰つて勝算はないから國脈を保ち時機を得て恢復を計るべしであるとし、十五年間條約を試みに行つては如何との意見を述べてゐる。長岡

藩は萬國普通の法例に改革すべしと説いてゐるから、條約を結び開國通商を許す者と見るべく、明石藩は十一月二十七日頃の上申書にては、米國の要求を容るべしとし又武備を嚴にすべきことを説いてゐるが、翌十二月二十七日頃の上申書にては別段心付候愚案は無御座といひ、大變革の場合幕府の指圖に従ふべきことを述べてゐる。津山藩は十一月二十七日には今更交易を斷るわけにも行かず、條約に於て年限を定めて之を認むるの外なしとし、十二月の上申書に於ては公使駐劄を許すべからずとし、或は遷延策を以て最良策としてゐるが、又一方には交易は眼前の利害のみならず、後來の利害を考へ、その方法が不都合ならば二三年にて改めてもよいと論じてゐるから、交易を認めんとする者であらう。また濱田藩は二十年或は三十年の年限を定めて交易を許すべしとしてゐる。

(五) 積極的交易説

これは米國の希望を容るるは勿論、時勢に應じて進んで我國より海外へ赴いて交易すべしとの積極的意見を述べたものであつて、これに屬するものは次の四藩である。

福井藩は四年十一月二十六日の上申書に於て、強兵の基は富國にあるから今後貿易の學を開き有無相通し『皇國自有之地利に據り、宇内第一の富饒に致度事に御座候』といひ、又人を制すると人に制せらるると争ふ所僅に先の一字にあるが、當今の勢は茲に在るのであるから、我より進んで小邦を兼併し互市を盛にすべしと説き、更に五年二月十八日にも、江戸大阪は盛大の互市行はるべき便地なりとし、諸大名豪賈に貿易を許し、我より航海を開き、米國の機械を輸入し米人を

聘用すべく、支那西洋へも人を派遣すべきことを論じ、頗る進歩的な考を示してゐる。

次に徳島藩は當時の形勢は天命の然らしむる所であり、米國の要求を容るべきことを説いたが（四年十一月二十五日）更に品川・江戸・横濱を開くべく、我より航海して通商すべしとなしてゐる（十二月二十七日）。而も五年六月二日には『兵事は容易に難行、萬民塗炭之苦を受、無益に人命を費候而已ならず、戰爭之果は外國風習にて地を割以て和睦を募候様に相成可申、左候時は彼兼ての吞併の志有之候に付、追々蠶食致候上、往々小事を禍亂無絶間可相成、清國阿片の前徹にて御亮察有御座度奉存候』といひ、此際我國より于戈を促すは不可であり、勇猛の處量を適當とせずと論じてゐる。

柳河藩は天地の時勢に従ひ、米露英佛諸國と條約を締結し、日本開關以來未曾有の大改革を施すの必要を説き、且交易の本源は産物になるから、天下産物の多寡をも取調べ國産増殖の仕法を立てべきであるとしてゐる。

更に鹿兒島藩は米國の要求中差支なき廉は速に許容する方當時の良策であり、通商開始の上は諸外國へ商船を派遣し、五大洲を隨意に制御するやう處置するのが當然であると思ふ旨を陳述してゐる。

四 結 論

以上述べし所を基として、米國々書に對する答申と重大事件に對する答申との兩回に意見を述べてゐる藩について、多少比較して見るならば

(一)仙臺・水戸・河越・高知・萩の五藩は兩回とも開戦論又は拒絶論であるが、詳しくいふならば水戸は開戦論から拒絶論となり、河越・高知・萩の三藩は逆に拒絶論から開戦論となつてゐる。仙臺は兩回とも拒絶論である。

(二)鳥取藩は第一回には一と先づアメリカの要求を容れて交易すべしとしたが、第二回目には貿易を謝絶するを良策とし消極的立場に變化した。

(三)これと反對に第一回には開戦論であつたが、第二回には許容論となつて、積極的立場に變化したものに盛岡と桑名との兩藩がある。

(四)第二回目に積極的交易説を述べた四藩の中、福井・柳河の兩藩は第一回に於ては開戦攘夷論であつた。他の二藩即ち徳島・鹿兒島は第一回に於ては何れも拒絶論であつた。従つて四藩は何れも消極的立場から積極的立場に變化したものである。

更に各藩の意見は一般的に何を物語つてゐるか。之についてはすべての藩がその意見を上申したわけではなく、上述せる所について見るも、全國約二百七十の大名の中、第一回目には五十四藩、第二回目には三十四藩の意見が収録されてゐるに過ぎず、その中から意見なしの上申をな

したものを除けば第一回目は五十藩、第二回目は二十七藩となる。従つて之を以て當時諸侯のすべての意見を判断し得ざることは云ふ迄もないが、併し之によつても當時の思想傾向は大體之を知ることが出来ると思ふ。また第一回目と第二回目とに於て意見を上申せる藩が一致してゐないから、嘉永六年から安政四五年へかけて各藩の意見が如何に變化したかといふことも精細には判断し得ないわけであるが、これ亦大體の動きは知り得ることと思ふ。兎に角以上の答申によつて考へ得ることは、

(一)攘夷論若くは開戦論が案外少いことを注意せなければならぬ。上述の諸侯の上申書に關する限りに於ては、開戦論の攘夷論は第一回目には五十四藩中八藩で一四・六%、第二回目は三十四藩中三藩で八・八%に過ぎない。

(二)第一回目には拒絶論即ち米國の要求は拒絶するが、平和の處置に出づべしとするものが、五十四藩中二十六藩で四八・一%を占め最も優勢であつた。然るに第二回目には拒絶論は三十四藩中僅かに四藩で一・七%に過ぎない。

(三)許容論は第一回目には五十四藩中十四藩で二五・九%であるが、第二回目には三十四藩中十六藩となり四七%を占め最も優勢となつた。

(四)積極的交易論は第一回には五十四藩中二藩で三・六%であるが、第二回目には三十四藩中四藩即ち一・七%となつて著しき進展を示してゐる。

(五)全體としては第一回目には前述の如く攘夷開戦よりも拒絶論が優勢であり、大體の空氣は戦を避けて而も米國の要求を斥けたいといふ傾向に在つたと思はれるが、第二回目には於ては交易を許すといふことが一般の大勢となり、殊に積極的的交易説が著しく有力となつて來た。このことは嘉永六年乃至安政四五年の社會狀勢の變化に應じて、開國と貿易の必要とが次第に感得されて來たことを示すものに外ならぬ。従つて一般に幕末に於て攘夷論が非常に盛んであつたやうに論ぜられてゐるが、少くとも諸侯の上申書を通して考ふれば、而かく簡單には論斷し得ないのではないかと思ふ。

(六)更に一言附加すべきは、意見なしとか幕府の意見に従ふとの説をなせる者についてであるが、之は必ずしも無定見といふ意味のみではなく、事實貿易の利害などは十分に諒解されて居なかつた藩もあらうし、またかく答申した方が無難であると考へたやうな場合もないとも限らないと思ふ。

以上はすべて「大日本古文書・幕末外國關係文書」に據つたのであるが、諸藩の意見について必ずしも遺漏なきを保し難いのみならず、又他の史料によつて補ひ得べきものもあることと思ふ。これ等の點は他日その機會を得たいものである。又各藩意見の分類は私見によつたのであるから見解が異れば自ら分類も異らざるを得ない。従つて從來の諸説とは必ずしも一致せざる點があ

る。尙水戸藩の意見として述べ來つた所は、すべて水戸齊昭即ち前中納言の意見であり、懸川藩とせるは藩主太田攝津守の父道醇、新發田藩とせるは藩主溝口主膳正の父直諒の意見であるが、便宜その藩の意見として取扱つた。宇和島藩主の父伊達宗紀の意見もあるが、藩主遠江守の意見も出てゐるから、藩主の方の意見を探つて、宗紀の意見は採録しなかつた。終りに便宜のため各藩の意見を分類表示すれば次の如くである。

			嘉永六年	54		安政四五年	34
(一) 意見なし	明石 足守 廣島 唐津	4	弘前 福島 笠間 宍戸 岩槻 濱松	7	廣島		
(二) 開戦論又は攘夷論	盛岡 水戸 桑名 津 福井 松江 柳河 佐賀	8	河越 高知 萩	3			
(三) 拒絶論 (平和の處置をなす)	仙臺 米澤 二本松 飯野 飯田 松代 川越 沼津 名古屋 金澤 園部 龍野 岡山 萩 津和野 徳島 宇和島 今治 高知 森 久留米 熊本 宇土 鹿兒島 佐土原	26	仙臺 久保田 水戸 鳥取	4			
(四) 許容論	佐倉 忍 懸川 岩村田 村松 新發田 小濱 八幡 津山 鳥取 丸龜 吉田 中津 岡	14	盛岡 會津 矢田 忍 長岡 高遠 西尾 桑名 彦根 小濱 明石 姫路 津山 高松 濱田 福岡	16			
(五) 積極的的交易論	彦根 福岡	2	福井 徳島 柳河 鹿兒島	4			

6) 猪谷善一著、明治維新經濟史、96—101頁
 井野邊茂雄著、維新前史の研究、502頁
 菅野和太郎、諸侯と外國貿易(日本經濟史研究所編、幕末經濟史研究、376頁以下)